

住宅防火関連情報(No.18-1)

平成18年8月1日
消防庁予防課

【住宅用火災警報器等設置による奏功事例】

○事例1（京都市）

就寝前にたばこを吸い、確実に消火せずに就寝してしまったため、座布団に落下したたばこがくん焼し、4時間半後に熱気と住宅用火災警報器の警報音により火災に気付き、枕元においてあったやかんの水で消火した。

○事例2（佐賀県佐賀市）

台所のガステーブルに直径約20cmの片手鍋に、深さ約10cmの水を入れ、ガスを点火し、魚を煮ているときにその場を離れ、外のゴミ置き場を掃除して、自宅に戻ると、鍋の水分がなくなり、魚が焦げ、その煙により、居間に設置している住宅用火災警報器が鳴動した。

○事例3（福島県郡山市）

独り暮らしの男性が、昼食用に煮物を温めようとガスコンロへ鍋をかけているのを忘れ外出してしまった。台所に設置していた住宅用火災警報器（煙式）が感知し、その警報音を聞いた付近の住民が119番通報。ガスコンロは自動遮断装置が作動していた。

なお、住宅用火災警報器（煙式）の購入・設置は、独り暮らしを心配した親戚により行われた。

○事例4（滋賀県東近江市）

豚肉を鍋で調理したまま、犬の散歩に出掛けた。台所からの煙に、寝室の煙感知器が反応し、緊急通報システムが作動。自動的に火災通報が行われ、通報を受信した消防本部から消防隊が出動したが、近所の人気づきLPG元栓を締め、排煙活動を行い、火災には至らなかった。

○事例5（京都市）

夕食の準備のため油を入れた鍋を火に掛けていたのを忘れ、娘にせがまれて

自転車の練習のため外出してしまった。通行中の近隣者が、火災警報機能付ガス警報器の音に気づき、携帯電話により119番通報を行い、消防隊到着までに家に戻ってきた家人が、付近を警ら中の警察官とともに家の中に入ったが、鍋に蓋がされていたため、すすの付着及び輻射熱による周囲の影響のみで大きな焼損には至らなかった。

○事例6（京都市）

てんぷら油を凝固するため、てんぷら鍋に火を掛け、隣室で子どもをあやしていると、火災警報機能付ガス警報器の音で火災に気づき、119番通報及び近隣者に火災の発生を知らせ、近隣者がフェイスタオルを水で濡らし、てんぷら鍋に被せ消火した。

○事例7（新潟県新潟市）

夕食準備のため、ガスコンロにてんぷら鍋をかけた状態で、その場を離れた。庭の掃除をしていると、しばらくして警報音が連続して聞こえてくるので台所へ駆けつけると、てんぷら鍋上に炎が約1メートル立ち上がっており、すぐに隣室から毛布を持ってきて被せ、台所の水道水をかけて消火した。

○事例8（愛知県名古屋市）

家人が魚を焼こうと、ガスコンロのグリル部分の火を着けたが、そのまま外出したため、グリルの換気から出た熱により、台所に設置されていた住宅用火災警報器が感知して合成音声による警報を発したことから、それを聞いた隣人が煙と異臭に気づき、119番通報した。

○事例9（千葉市）

居住者の夫婦が、「火事です、火事です。」という警報器の音声を聞き台所へ行ってみると、揚げ物をするためにかけてあった鍋から炎と煙があがっており、更に換気扇に燃え移っていたので、妻は他の鍋に水を汲んで換気扇に2回掛け、夫は炎と煙が上がっている鍋に濡れたバスタオルを掛けた。その後、妻が119番通報した。

○事例10（新潟県新潟市）

家人の女性（56歳）が、ガスコンロに天ぷら鍋をかけたままその場を離れ立ち話をしていた。しばらくすると、警報音声「火事です。火事です。」と聞こえたため台所に行くと天ぷら鍋に火が入っており、小さな火であったが、安全のため消火器で消した。

○事例11（名古屋市）

1階台所の電磁調理器（長時間未使用であるが、待機通電状態となっていたもの）のトッププレート上に電子レンジが置かれており、その付近の物を取る際に、誤って電磁調理器の作動スイッチに体が接触し、加熱状態となり、約10分程度、電磁調理器のトッププレート上の電子レンジの樹脂部分から出火し、自動火災報知設備のベルの鳴動により、家族が火災に気づき、初期消火（消火器及び水）した。

○事例12（神戸市）

家人（認知症）が、台所のガスコンロ上に電気炊飯器を置き、ガスコンロに火をつけた。台所に設置されている自動火災報知設備の熱感知器作動し、建物全館に警報ベルが鳴動した。ちょうど出火室前にいた通行人が、玄関扉から白煙がでているのを発見。中に入ってみるとガスコンロ上から火が上がっているのが見えたため、台所内にあるたらいに水道水を入れ、2、3杯かけて消火した。

○事例13（名古屋市）

午前2時ごろ共同住宅において、中学生が弁当用に揚げ物をしようとして天ぷら鍋に火をつけたまま寝込んでしまい、加熱着火した。

3時ごろ自動火災警報設備の熱感知器が作動し、ベルの鳴動で火災に気づいた父親が、共用部分に設置されている消火器で初期消火に成功した。

○事例14（滋賀県東近江市）

豆を鍋で炒ったまま放置し、緊急通報システムの作動音により発見、鍋を台所の水に浸した。

【不適正な訪問等による販売事例】

事例1（H18.5.22 福井県越前市）

消防署員と偽って3ヶ月以内に購入しないと助成制度の対象とならないと言われ、押し売りをしようとした。助成制度がある程度知っていたことと、消防署員が訪問販売をしないことを知っていたため警報器の購入はしなかった。

事例2（H18.5.29 横浜市）

「親の家に訪問販売員が来て、「住宅用火災警報器が法律で義務になり、設置しなければ罰則もある。1個5万円。」と言われたが高いので断った」と消防署

へ通報してきた。

事例3 (H18.6.7 堺市)

火災警報器の販売員を名乗る男が住宅用火災警報器が義務設置となったということで購入を勧め、金額 87,000 円を要求したが、断った。

事例4 (H18.6.20 旭川市)

住宅に、「消防から委託を受けている」「付けないと罰則がある」「火災になった時火災保険が出ない」と言い、住警器を販売しようとしたが、購入しなかった。

事例5 (H18.6.20 滋賀県甲賀市)

高齢者(65歳以上)の女性宅(家族同居)に電話があり、男の声で「消防署の者ですが、お宅の家には法律で義務付けられることになった住宅用火災警報器は付いていますか?」といった内容を聞いてきた。不審に思った当該女性が直近消防署に問い合わせをし、消防職員が直接そのような電話をした事実がないことが明らかになった。その後、当該宅に訪問販売があったという連絡があったという連絡はない。

事例6 (H18.6.21 旭川市)

市内の住民から悪質訪問販売について消防本部へ寄せられた情報。

- ① オレンジ色の服を着た“準公務員”と名乗るものが販売に来た。
- ② 住警器を販売に来たものがしつこく家に入れるよう求めた。
- ③ 「今設置すると9千円、明日だと1万2千円になる。全ての部屋に設置義務がある。」と言って急いで契約をせまった。

事例7 (H18.6.22 旭川市)

市内の住民から悪質訪問販売について消防本部へ寄せられた情報。

- ① 「消防から来た。5個設置義務がある。(寝室以外の部屋も必要)」と言っていた。
- ② 住警器を販売に来たものがしつこく家に入れるよう求めた。
- ③ 断っても義務化されたことを盾にしつこく契約をせまった。

事例8 (H18.7.4 福井県敦賀市)

住宅に2人組の男性(年齢30～40才)が訪問し、法律で住宅用火災警報器が必要となったことを説明し、購入について迫ってきた。その際、現物を5

個ほど見せ、販売価格については1個60,000円を提示した。当人は非常に価格が高く、更に地元ケーブルテレビで悪質訪問販売についての広報を見ていたので不審に思い購入を断った。

事例9 (H18.7.11 神奈川県小田原市)

一般住宅に既存の住宅にもすぐに設置が必要として、高額な住宅用火災警報器の購入を促された。家人が既存住宅は、設置義務までに5年間の猶予があることを言っても、「設置しないと法律で罰せられる。」など執拗に勧誘してきたので、警察に通報すると言ったところ、早々に立ち去った。

不適正な訪問販売で被害に遭わないためのポイント

- 消防職員は訪問販売はしません。
- 自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく。
- 承諾を得ず点検をはじめると、「怪しい」と感じたらその場で断る。
- 点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければならない作業ではありません。
- 口車に乗せられて、即決・契約しないこと。
- 事前に見積もりをとり、工事内容をよく確認すること。
- 安すぎるのは、おかしいと疑うこと。
- 罰金という言葉におびえて動揺しないこと。(罰則はありません)

不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・

☆ クーリング・オフ制度

契約(購入)から一定期間(住宅用火災警報器の訪問販売については8日間)の場合、クーリング・オフをすれば代金を支払わなくてもすむ、支払った場合の全額返還が行える制度。

☆ クーリング・オフ制度の活用

- ※ 詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。
(国民センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/>)

☆ その他住宅用火災警報器に関するお問い合わせ

住宅用火災警報器相談室 フリーダイヤル(0120-565-911)